

## 「高等教育の修学支援新制度」について

- 経済的に困難な学生等を支援する国の制度で  
**給付奨学金と授業料等減免**の2つの支援があります
- 日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んで採用された学生はあわせて授業料等減免の支援も受けることができます
- 授業料等減免の対象になるのは、学納金のうち**授業料と入学金**  
入学金の減免は春の高校予約採用・新規申込採用で給付奨学金に採用された1年次のみ対象で、2年次以上の学生や、秋の二次採用で採用された学生は対象外です
- 減免される額は給付奨学金の支援区分 (第Ⅰ～Ⅳ区分) で決まる  
減免額には上限があり、第Ⅰ区分で採用されても授業料が満額免除になるわけではありません  
参考：減免上限額 (年額) 私立大学：700,000円 私立短期大学：620,000円
- **授業料等減免の支援条件は給付奨学金と同じ**  
給付奨学金の振込が停止される間は授業料減免も停止され、給付奨学金が終了したら授業料減免も終了します。夏に実施される支援区分の見直し審査で給付奨学金の区分が変更される場合は、授業料減免の支援額も連動して変更されます。

## 給付奨学金と授業料等減免のポイント

	給付奨学金	授業料等減免
実施機関	日本学生支援機構	国から確認を受けた大学・短期大学
申請時期	春・秋	春・秋
申請方法	インターネット申請、書類提出	<b>書類提出</b>
支援方法 支援時期	日本学生支援機構が 毎月振込み  ※給付が停止される期間や 休学による休止期間を除く	給付奨学金に採用されたことを確認後、 減免額を大学から返金（振込）  <b>前期の減免額の返金時期：10月頃</b> <b>後期の減免額の返金時期：翌年の4月頃</b>  ※給付奨学金に採用された時期によっては、 上記の通りにならないことがあります
振込先	<b>学生本人の金融機関口座</b> ※申請時に <b>インターネット</b> で届け出	<b>学生または保護者の金融機関口座</b> ※申請時に <b>紙</b> で届け出
継続手続	在籍報告（4、10月） 奨学金継続願の提出（12月） ※どちらもインターネット申請	継続申請書（紙）を提出（4、10月） ※今後インターネット申請になる見込みです

## 授業料等減免の実施スケジュール

本学では、前期・後期分の学納金を期日までに全額納付いただいた後、給付奨学金の支援区分で決められた減免額を返金する方法で実施しています。減免額が決まった頃に半期学納金を完納している場合は減免額をそのまま返金し、未納額がある場合は、未納額と減免額を相殺して差額を返金もしくは納付依頼します。

4月	前期学納金の納付 給付奨学金、授業料等減免 申請書類の提出 (春の新規申込み)
5～7月	給付奨学金の採否判明 (春の新規申込み)
8～9月	前期減免額決定 認定結果通知の送付
10月	前期減免額の振込 (返金) ※時期が決まり次第学生にメール通知 授業料減免 継続申請書の提出 (後期分)
10月	後期学納金の納付 給付奨学金、授業料等減免 申請書類の提出 (秋の二次申込み)
11～12月	給付奨学金の採否判明 (秋の二次申込み)
2～3月	後期減免額決定 認定結果通知の送付
4月	後期減免額の振込 (返金) ※時期が決まり次第学生にメール通知します 授業料減免 継続申請書の提出 (前期分)

二次採用は  
ここからスタート

## 配布書類をよく確認し、記入押印する

書類は全て消えないボールペン(黒・青)を使用してください。

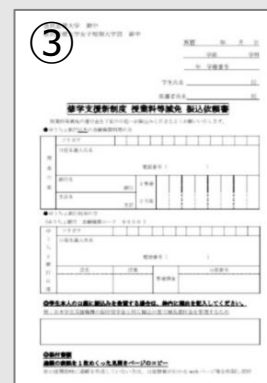
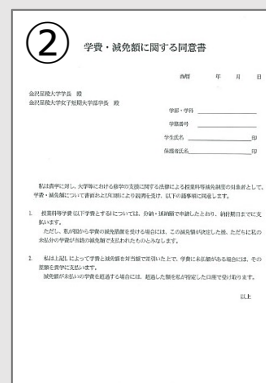
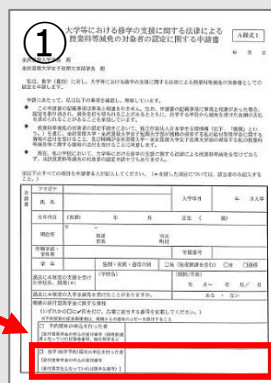
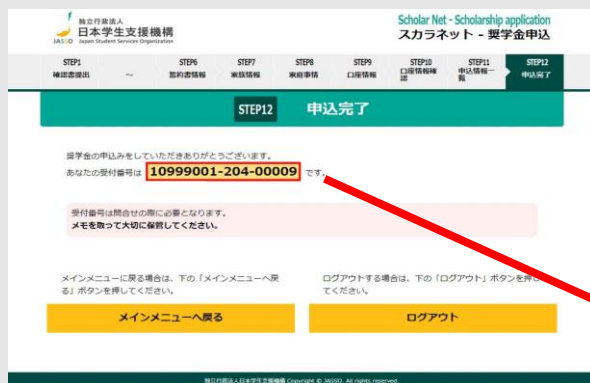
記入内容を間違えた場合は、二重線・訂正印の上、余白に正しい内容を加筆ください。

### ① 授業料等減免 (A様式1) ※両面印刷されたもの

※給付奨学金の申込後に表示される「受付番号」を下段に記載する

### ② 授業料等減免に関する同意書

### ③ 振込依頼書 ※振込依頼書に記載した金融機関口座の通帳コピーを添付する



## 給付奨学金の必要書類とともに学生支援課へ提出する